平成２５年（フ）第１３２号
北海道河東郡音更町柳町仲区16番地39
債務者　ＤＶＤグゥーこと　井上　健一
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　彬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１２３２号
愛知県春日井市花長町２丁目10番地17
債務者　石黒　佑治
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　光広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１１号
札幌市東区本町２条２丁目６番13―201号
債務者　清水畑休樹
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番15号　ジュピエル北央110号
債務者　佐々　泰宏
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　正敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９３号
釧路市新橋大通６丁目１番21号
債務者　サロンハッピーことルナルトゥールこと　中島　和之
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田庸央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第１７８号
亡清水正夫の最後の住所群馬県前橋市総社町総社2930番地
債務者　被相続人亡清水正夫相続財産
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５６号
熊本県八代市横手新町16号５番地
債務者　濱田　浩二
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２１７号
函館市陣川町85番地212
債務者　藤井　純子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
宮城県石巻市日和が丘１丁目４番20号、前住所愛媛県新居浜市松原町３番31号
債務者　櫻田　邦彦
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
奈良県香芝市白鳳台２丁目21番地４
債務者　高橋　義宣
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地23―308
債務者　山之内　豊
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
奈良県北葛城郡広陵町大字笠74番地　ガーデン千寿203、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸488番地17
債務者　吉川　淳子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
奈良県橿原市五井町223番地の10　Mハイツ１号館302号室
債務者　北村　利弘
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
奈良県香芝市磯壁３丁目65番地３　辻本ハイツ202号
債務者　土本サワ子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
奈良県葛城市木戸47番地１
債務者　新井　輝広
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
長崎県長崎市五島町５番34―1205号
債務者　冨永　弥香
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地12―1102
債務者　會田　　崇
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係